

令和 3 年

第 2 回定例輪之内町議会会議録

令和 3 年 6 月 8 日 開会

令和 3 年 6 月 15 日 閉会

輪之内町議会

第 2 回定例輪之内町議会会議録目次

6月8日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
報第1号	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第22号(提案説明・質疑・討論・採決)	9
議第23号(提案説明・質疑・委員会付託)	10
議第24号(提案説明・質疑・委員会付託)	14
議第25号及び議第26号(提案説明・質疑・委員会付託)	15
議第27号(提案説明・質疑・討論・採決)	20
議第28号(提案説明・質疑・討論・採決)	22
議第29号(提案説明・質疑・討論・採決)	23
議第30号(提案説明・質疑・討論・採決)	25
議第31号(提案説明・質疑・討論・採決)	26
散会	28

6月14日

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者	29
職務のため出席した事務局職員	29
開議	30

一般質問	30
2番 林 日出雄議員	30
4番 浅野重行議員	36
5番 浅野 進議員	39
1番 大橋慶裕議員	43
6番 上野賢二議員	47
8番 小寺 強議員	52
散会	55

6月15日

議事日程	57
本日の会議に付した事件	57
出席議員	57
欠席議員	57
説明のため出席した者	57
職務のため出席した事務局職員	58
開議	59
諸般の報告	59
議第23号から議第26号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	59
閉会	66
会議録署名議員	67

令和3年6月8日開会 第2回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和3年6月8日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報第1号 繰越計算書の報告について
(令和2年度輪之内町一般会計)
日程第5 議案上程
日程第6 町長提案説明
日程第7 議第22号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第8 議第23号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）
日程第9 議第24号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議第25号 令和2年度輪之内町水道事業の決算の認定について
日程第11 議第26号 令和2年度輪之内町水道事業の剰余金処分について
日程第12 議第27号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第13 議第28号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第14 議第29号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第15 議第30号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第16 議第31号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は9名です。

全員出席でありますので、令和3年第2回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、2番 林日出雄君、5番 浅野進君を指名いたします。

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から6月15日までの8日間と決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和2年度、令和3年度4月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、町長から輪之内町土地開発公社の令和3年度事業計画及び令和2年度決算書類の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第4、報第1号 繰越計算書の報告について（令和2年度輪之内町一般会計）の行政報告を行います。

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、報第1号について御説明をさせていただきます。

お手元に配付済みの報第1号 繰越計算書の報告についてというタイトルのものを御覧ください。

報第1号 繰越計算書の報告について。令和2年度輪之内町一般会計について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。令和3年6月8日提出、輪之内町長でございます。

2枚目を御覧ください。

令和2年度輪之内町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和2年度の一般会計補正予算（第6号）、1月の専決予算と（第7号）、3月の補正予算におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費として令和3年度に繰り越すことをお願いした新型コロナウイルスワクチン接種事業の1,181万5,000円、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の193万2,000円、学校保健事業の380万円、以上3つの事業の予算総額は1,754万7,000円になりますが、これらにつきまして令和3年3月31日までの支出状況を精査し、未執行の歳出予算額とその財源がどうなっているかを御報告するものでございます。

各事業予算の具体的な内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、クーポン券の作成委託料とコールセンターの設置委託料、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業につきましては、県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金市町村負担金のうち、飲食店に対する1月12日以降の営業時間の短縮要請に対する協力金の負担金、学校保健事業につきましては、コロナ禍における教育活動の継続と児童・生徒、教職員の感染予防を目的とするマスクや消毒液などの保健衛生用品の購入費や保健室の備品の購入費でございます。

これらの3つの事業のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、令和2年度中に227万5,876円の支出がありましたが、ほかの2つの事業につきましては、令和2年度中の支出はなく、これらの差引き額、つまり未執行の予算額の1,527万1,124円を令和3年度へ繰越しをいたしました。

また、1,527万1,124円の財源につきましては、令和2年度中に既に収入した特定財源はなく、令和3年度に収入する予定の国庫支出金1,193万9,124円と一般財源333万2,000円をそれぞれ繰り越しております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（田中政治君）

これで行政報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第5、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第6、町長提案説明。

本日の上程議案について町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

今年の梅雨入りは5月16日、例年より20日ほど早くなっております、もう最近はずうっと不安定な天候が続いております。議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに令和3年第2回輪之内町定例会を招集いたしましたところ、各位には何かと御多用のところ御出席賜り、ありがとうございます。

さて、依然終息のめどが立たない新型コロナウイルス感染症でございます。6月6日現在で感染者が76万3,158人、死者は1万3,598人を数えております。

また、岐阜県内でも感染者が8,927人、死者は168人、特に5月に入ってから急増しており、1か月間の感染者数は2,205人にも上っております。

当町でも、5月の1か月間に10人、6月に入ってから4人の感染者を確認しております。現在のところ、延べ25人を数えるまでになっております。

このような状況下、その対策としてワクチン接種が急ピッチで進められていることは御案内のとおりでございます。政府からは7月中に高齢者向けのワクチン接種を完了させたいとの要請がなされ、全国の各地方自治体で接種の前倒しに取り組んでいるところでございます。

当町でも5月17日から接種を始め、6月7日までに第1回目の接種を終えられた方は1,382人、2回目を終えられた方が129人、それぞれ高齢者人口に対する接種率は、1回目が52%、2回目が4.9%という、そんな状況になっております。会場は保健センターで実施しておりますが、町民の方々の御理解と御協力により、今のところ大きな混乱はなく、順調に実施をできているものと思っております。今後、速やかに64歳以下の一般のワクチン接種に入っていくことにしております。

また、岐阜県では、圏域ごとの大規模接種会場の設置を検討、準備しております。その詳細スキームは、まだ正式に公表されておられません。その動向を注視して、共同体制、共に動ける体制を取っていきたいと考えております。

また、全国的な動きとして、職場でのワクチン接種というものも広がりを見せつつあります。これらを一元的に掌握するシステムの構築、これは予防接種法に基づいて、予防

接種の責任主体が市町村ということになっておりますので、情報の一元管理をする必要があるわけですが、そのシステム構築など、まだまだ未解決の課題はありますけれども、国として早期にワクチン接種を展開したいとの強い意志がかい間見えるところでございます。

そのような状況下で、来る7月には東京オリンピック・パラリンピックが控えております。専門家からは、パンデミック下でもやるんなら強い覚悟を持って、そんな形の警鐘が鳴らされております。しかしながら、報道でもあり、IOC、政府ともに中止の選択肢は持ち合わせているとは思えず、もはや擦れ違いの議論のように思えて仕方がないところであります。

そんな状況でありますけれども、当町としては住民の皆様の安全・安心に資するべく、当面のワクチン接種事業の進捗に全力を傾注して対応してまいります。

一方、国内の経済、産業界に目を向けますと、半導体の開発生産体制の強化に向け、政府が半導体新戦略案をまとめました。その骨子としては、1つは、半導体などの産業基盤の確保は、一般的な民間事業支援の枠を超え、国家事業として取り組むと明記。2つ目が先端半導体は、海外の受託製造企業と共同で工場を設置することを通じ、日本国内での製造能力を整備、次世代製造技術の国産化も推進する。3つ目に、データセンターの新規立地を進めるため、災害リスクの有無といった要件を整備する。4つ目が大規模データセンターの適地として最大5か所程度を選定する。こういった4つのポイントを掲げております。これも国のデジタル化に向けての一環となっております。

御案内のとおり、先端半導体の素材部門の優位性がありながら、設計・製造部門で総合力を発揮できていない日本としては、これらの施策を重点施策として位置づけて競争力の強化を図っております。あわせて、各企業においては国家安全保障の観点に立って、海外から国内回帰の動きが顕著になっております。そういった意味で当町の企業誘致事業においても、これらの業界の動きを注視しつつ誘致を進めてまいりたいと考えております。

それでは、本日、提出させていただきました同意案件1件、補正予算2件、決算認定等2件、条例改正4件、その他1件の合計10件の議案について、順次提案理由を説明させていただきます。

まず、議第22号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、輪之内町教育委員会委員4名中、1名が令和3年6月30日をもって任期満了となるため、委員の任命について同意を求めるものであります。

次に、議第23号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、後ほど担当課長より詳細に説明させていただきますので、私からはその概要についての説明をいたします。

今回の補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億

2,244万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億944万8,000円と定めるものでございます。

その主な内容は3つです。1つ目が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する経費、2つ目は、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する経費、3つ目は、地方創生臨時交付金を活用して実施するコロナ感染予防対策事業です。

まず、1つ目の子育て世帯生活支援特別給付金は、コロナによる影響が長期化する中、国が低所得の子育て世帯を対象に児童1人当たり5万円を支給することを受け、1,032万1,000円を計上しております。

2つ目の新型コロナウイルスワクチンの接種に関する経費として人件費を増額計上したほか、事務費や会場運営に要する経費として、交通整理を目的とする警備員の委託費、また屋外テント等の会場設営費やタブレット、ベルトパーティションなどの備品購入費を計上したもので、予防費として計3,260万7,000円を計上いたしております。

3つ目の地方創生臨時交付金を活用して実施するコロナ感染予防対策事業について主なものでありますが、庁舎の税務課、会計室、住民課、福祉課の窓口に仮設で設置しておりますビニールシートを撤去し、アクリル板のつい立てを設置するものや、高齢者福祉において介護予防事業を実施する際に使用する手指消毒液などの衛生用品を購入するほか、65歳以上の高齢者2,540人に体温計を配布することとし、その配布に当たり、体温計の手配から封入、封緘、発送までの作業を委託しようとするもの、また児童福祉では、園児の机に設置する飛沫防止ガード、手洗い石けん、ハンズフリー拡声器、防護服、使用済みおむつの保管ボックス等を購入するもののほか、園児に配布する体温計300本を購入するものであります。教育費では、小・中学生に配布するためのマスクを購入するもののほか、あつてはならないことでありますが、コロナウイルス感染で休校や学級閉鎖を余儀なくされる事態に備え、児童・生徒がタブレットを自宅学習のために持ち帰る際、破損させることなく持ち帰り、かつ自宅で長時間にわたる学習ができるよう、タブレットのケースと電源アダプターを購入するものや、タブレットが破損した場合の修繕料を計上するものとしております。

一方、歳入については、子育て世帯生活支援特別給付金とその事務費について国から10分の10の補助金を受け入れるもの、また国庫負担金・補助金・交付金として、新型コロナウイルスワクチンの接種費用に対する国の負担金を受け入れるもの、そして高齢者のコロナワクチンの接種について7月末までの完了が要請される中、そのための体制確保に要する追加的経費に対して交付金を受け入れるもの、最後に、国において令和2年度から令和3年度へ繰越しをした地方創生臨時交付金等を計上いたしたところでございます。

次に、議第24号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）

については、4月1日付人事異動に伴う人件費の補正を行うものでございます。

次に、議第25号 令和2年度輪之内町水道事業の決算の認定につきましては、令和2年度において給配水施設の維持修繕などの工事を行うとともに、清浄かつ低廉な水の安定供給と経費の節減等、健全経営に努めた結果、事業収益1億2,533万9,000円、事業費用9,621万6,000円となり、損益計算による当年度純利益は2,912万3,000円となりました。

一方、資本的収支につきましては、収入が1,915万5,000円に対し、支出は、下水道工事に伴う排水管の布設替えなどの工事及び企業債償還金で9,952万8,000円となり、8,037万3,000円の不足が生じたので、過年度分損益勘定留保資金、当年度分減債積立金、建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

次に、議第26号 令和2年度輪之内町水道事業の剰余金処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、当年度末未処分利益剰余金3億7,385万3,480円のうち、2,177万4,362円を減債基金に、734万8,706円を建設改良積立金に積立処分しようとするものであります。

次に、議第27号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆるこれは整備法と言っておりますが、その第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が改正され、個人番号カードの発行、運営体制の抜本的強化、個人番号を活用した情報連携、特定個人情報の提供範囲の拡大等に関する改正が行われました。

その番号利用法の改正として、番号利用法第19条の第4号の追加に伴い、番号利用法を引用している条例において条項ずれが発生したため、改正を行うもの、併せて情報提供ネットワークの所管がデジタル庁に変更することに伴い、所管する大臣の変更を行うものでございます。

続いて、議第28号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、先ほどの番号利用法が改正されたことを受けて、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと言っておりますが、このJ-LISが個人番号をカード発行する主体として明確化されるとともに、発行に係る手数料を徴収することとされたこと、そして当該手数料の徴収事務は、J-LISから市町村長に委託することができる旨の規定が新設されたことを受けて、町の手数料徴収条例からその箇所を削除するという事になったものでございます。

次に、議第29号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に対応するものでございます。

続いて、議第30号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に対応して改正しようとするものであります。

次に、議第31号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議については、当組合の管理者及び副管理者等の選任方法を改定し、安定した事業運営、事務の効率化を図るため、組合規約を変更すべく協議を行い、議決を求めるものでございます。

上程議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

日程第7、議第22号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

それでは、議第22号について説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第22号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。輪之内町教育委員会の委員中、1名が令和3年6月30日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。令和3年6月8日提出、輪之内町長でございます。

委員の方の住所、輪之内町福東新田20番地、氏名、市橋肇、生年月日、昭和26年7月16日生まれでございます。任期は、令和3年7月1日から令和7年6月30日まででございます。

経歴を申し上げます。市橋肇氏は、岐阜大学を卒業後、キリンビール株式会社に入社、製品の品質管理、医薬品の生産技術研究、製造販売に寄与、またバイオ医薬品製造工場の建設、立ち上げ、マネジメント等、企業のリーダーとして組織運営、人材育成に携わられ、平成20年に退職されました。

その後、町においては行財政改革推進委員会委員、総合計画審議会委員、総合戦略推進委員等を歴任され、企業で培われた知識、経験により、広い視点から輪之内町に対する提言をいただいております。平成29年7月から輪之内町教育委員に就任され、現在に至っております。輪之内町の教育に対しても関心が深く、躍進的な御意見をいただける方であります。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから議第22号についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議第22号を採決します。
お諮りします。
本案は、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。
したがって、議第22号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第8、議第23号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。
菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第23号について御説明をさせていただきます。
議案書の2ページをお開きください。
議第23号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）。令和3年度輪之内町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,244万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億944万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年6月8日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の3ページと4ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として、今回の補正予算額を款項の区分で集計をしたものでございます。

それでは、詳細につきましては、一般会計補正予算（第1号）の事項別明細書により御説明をさせていただきますが、まずもって、今回の6月補正予算の主な内容は3つでございます。1つ目は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する経費、2つ目は、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する経費、3つ目は、地方創生臨時交付金を活用して実施をするコロナ感染予防対策事業でございます。

それでは、歳出予算のほうから御説明をいたしますので、6ページをお開きください。

款1. 項1. 目1. 議会費の15万円につきましては、コロナの感染予防対策として協議会室と第2委員会室にアクリル板を設置するほか、消毒液のスタンドを設置するものでございます。

7ページをお願いします。款2. 項1. 目2. 人事管理費の69万5,000円は、4月の人事異動に伴う管理職手当の不足見込額を増額するものでございます。4人分です。

その下、目5. 財産管理費の46万9,000円は、コロナの感染予防対策として、税務課、会計室、住民課、福祉課の窓口に仮設といいますか、つり下げにより設置をしているビニールシートを取りやめ、アクリル板のつい立てを設置するものでございます。

目11. 企画費の100万円につきましては、創業・第二創業助成金につきましては、当初予算におきまして100万円の予算をお認めいただきましたが、今年度早々に100万円を支出する該当案件がありましたので、今後の申請に備えるべく100万円の追加をお願いするものでございます。

8ページをお願いします。款2. 項3. 目1. 戸籍住民基本台帳費の112万9,000円につきましては、今年度、戸籍システムを更新するに当たりまして、これまでのオンプレミス形式からクラウド形式に変更することにしております。それに当たりまして、ネットワーク回線、具体的にはLGWAN回線への接続、設定が必要となりましたので、その費用について追加をお願いするものでございます。

9ページをお願いします。款3. 項1. 目1. 社会福祉総務費は、財源補正でございます。

10ページをお願いします。款3. 項2. 目1. 高齢者福祉総務費の1,065万7,000円のうち、需用費の19万4,000円と委託料の698万5,000円は、コロナの感染予防対策として介護予防事業の際に使用する手指消毒液などの衛生用品を購入するもののほか、65歳以上の高齢者に体温計を配布するに当たりまして、体温計の手配から封入、封緘、発送までの作業を委託するものでございます。配布対象者数は2,540人でございます。負担金、補助及び交付金の347万8,000円につきましては、地域共生社会の実現とそれに向けての体制整備が進められる中、その一環として社会福祉協議会から職員の派遣を受けることとし、

その経費を負担するものでございます。なお、派遣を受ける職員の数は1名でございます。

11ページをお願いします。款3. 項3. 目1. 児童福祉総務費の853万6,000円のうち、備品購入費の25万3,000円につきましては、コロナの感染予防対策として児童センターにおもちゃの殺菌庫を設置するもの、扶助費の550万円は、前年度に引き続きコロナ禍における親の収入減、その他経済的な負担を軽減するため、新生児1名につき10万円を支給するものでございます。繰出金の278万3,000円は、児童発達支援事業特別会計補正予算の繰入金と同額を計上したものでございます。

目3. 児童手当費の1,032万1,000円は、コロナによる影響が長期化する中、国が低所得の子育て世帯を対象に、児童1人につき5万円を支給することとした子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する経費を計上したものでございます。職員手当等の22万5,000円は人件費を計上したもの、需用費の25万円から委託料の54万5,000円までは事務費を計上したもの、負担金、補助及び交付金の920万円は、文字どおりの給付金でございます。184人分でございます。

目4. 児童福祉施設費の329万3,000円のうち、消耗品費の164万5,000円は、コロナの感染予防対策として園児の机の上に設置をする飛沫防止ガード、そのほか手洗い石けん、ハンズフリー拡声器、防護服、使用済みおむつの保管ボックス等を購入するもののほか、同じくコロナ対策として園児に配布する体温計300本を購入するものでございます。食糧費の13万円は、こども園においてコロナの感染者が確認をされ、給食調理ができなくなる事態に備えて備蓄食を購入するものでございます。400食分です。備品購入費の151万8,000円は、コロナの感染予防対策として、こども園と子育て支援センターにそれぞれ1台ずつおもちゃの殺菌庫を設置するものでございます。計6台分です。

12ページをお願いします。款4. 項1. 目1. 保健衛生総務費の814万5,000円のうち、需用費の766万9,000円と備品購入費の25万3,000円は、コロナの感染予防対策として手指消毒液、マスク、滅菌シートなどの衛生用品を購入するものと、保健センターにもおもちゃの殺菌庫を設置するものでございます。委託料の22万3,000円は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、健康管理システムについて所要のプログラムの改修を行うもので、具体的にはマイナンバーの項目を追加するものでございます。

目2. 予防費の3,260万7,000円は、コロナワクチンの接種に関する経費を計上したものでございます。報酬の13万4,000円から報償費の399万2,000円は、人件費を計上したものの、需用費の290万2,000円から委託料の1,082万4,000円は、事務費のほか、交通整理を目的とする警備員の委託などの会場運営に関する経費を計上したものでございます。使用料及び賃借料の206万3,000円と備品購入費の33万2,000円は、屋外テントなどの会場設営費やタブレット、ベルトパーティションなどの備品購入費を計上したものでございます。

13ページをお願いします。款9.項1.目2.事務局費の4,544万6,000円のうち、需用費の633万円は、コロナの感染予防対策として小・中学生に配布するためのマスクを購入するもののほか、児童・生徒が自宅学習のためにタブレットを持ち帰る際、破損させることなく持ち帰り、かつ自宅で長時間にわたる学習使用ができるようタブレットのケースと電源アダプターを購入するもの、それからタブレットを破損した場合の修繕料を計上したものでございます。使用料及び賃借料の1,259万9,000円は、タブレットで使用するソフトウェアと大型モニターのリース料を計上したもので、工事請負費の2,651万7,000円は、学校においてタブレットを一斉に起動させた際の通信負荷による障害に備えて教育システムと行政システムのネットワークを分離して通信の分散化を図る工事と、中学校の校舎内のLANを更新する工事費を計上したものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

戻りまして3ページをお願いします。

款14.項1.目2.衛生費国庫負担金の786万6,000円は、新型コロナウイルスワクチンの接種費用に対する国の負担金を受け入れるものでございます。

款14.項2.目1.総務費国庫補助金の6,326万9,000円は、国におきまして令和2年度から令和3年度へ本省繰越しをした地方創生臨時交付金を計上したものでございます。繰越した額の全額です。

目2.民生費国庫補助金の1,032万1,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金とその事務費について国から10分の10の補助金を受け入れるものでございます。

目3.衛生費国庫補助金の2,301万9,000円は、コロナワクチンの接種体制の整備や事務費に対する補助金を受け入れるものと、その下、健康管理システムのプログラム改修費に対して3分の2の補助金を受け入れるもの、それから高齢者、65歳以上のコロナワクチンの接種について国から7月末までの完了が要請される中、そのための体制確保に要する追加的経費に対して交付金を受け入れるものでございます。

4ページをお願いします。款15.項2.目2.民生費県補助金の5,000円は、成年後見制度に関する中核機関の設置に当たり、県から補助金を受け入れるものでございます。

5ページをお願いします。款19.繰越金は、歳入予算を調整するため、1,796万8,000円を計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第23号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第23号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第9、議第24号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第24号について御説明させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。

議第24号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）。令和3年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,078万3,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年6月8日提出、輪之内町長でございます。

次の6ページと7ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正額を集計したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明させていただきます。

児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）の事項別明細書の4ページのほうを御覧ください。

歳出から御説明させていただきます。

款2. 児童発達支援事業費、項1. 障害児給付費、目1. 児童発達支援事業費278万3,000円の増額でございます。内訳につきましては、児童発達支援教室そらの人件費で、4月の人事異動による過不足額とコロナウイルス感染防止に係る備品購入費でございます。人

件費につきましては、当初予算では会計年度任用職員を1名見込んでおりましたが、人事異動により正規職員ということになりましたので、その差額の人件費見込額についてそれぞれ過不足額をお願いするものでございます。節1. 報酬の会計年度任用職員報酬171万3,000円の減額、次の一般職給は276万1,000円の増額、3の職員手当等は、通勤手当が2万4,000円、時間外勤務手当が2万1,000円、期末勤勉手当が102万3,000円、退職手当が41万4,000円をそれぞれ増額し、会計年度任用職員期末手当24万8,000円を減額。また、4. 共済費で社会保険料の44万1,000円を減額、それからその下の会計年度任用職員費用弁償7万6,000円を減額するものです。そして、最後に節17の備品購入費として、コロナウイルス感染予防のため、おもちゃの殺菌庫1台を購入するものでございます。

次に、歳入の御説明をさせていただきます。

戻っていただいて、3ページをお願いします。

款3. 繰入金、項1. 他会計繰入金、目1の一般会計繰入金につきましては、278万3,000円を増額し、先ほどの歳出補正予算の財源として一般会計より繰り入れるものでございます。

以上で、児童発達支援事業特別会計補正予算の御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第24号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第24号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第10、議第25号 令和2年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び日程第11、議第26号 令和2年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、お手元に配付してございます令和2年度輪之内町水道事業会計決算書により御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

議第25号 令和2年度輪之内町水道事業の決算の認定について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。令和3年6月8日提出、輪之内町長。

2 ページをお願いします。

議第26号 令和2年度輪之内町水道事業の剰余金処分について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。令和3年6月8日提出、輪之内町長でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。目次を挟みまして、資料の1ページをお開きください。

令和2年度輪之内町水道事業決算報告書でございます。この報告書には消費税を含んでおります。なお、金額については決算額のみとさせていただきます、詳細につきましては、後ほど21ページの収益費用明細書によって御説明をさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款水道事業収益、総額1億3,769万1,904円でございます。内訳は、営業収益1億1,694万2,345円と営業外収益2,074万9,559円でございます。

下段の支出につきましては、第1款水道事業費1億77万4,572円でございます。内訳は、営業費用9,186万387円、営業外費用891万4,185円、予備費については支出はございませんでした。

次に、2ページ、資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入1,925万3,390円でございます。内訳は、工事負担金399万9,182円、補償金1,525万4,208円でございます。

支出でございますが、第1款資本的支出1億733万4,511円でございます。内訳は、建設改良費8,598万842円、企業債償還金2,135万3,669円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,808万1,121円は、過年度分損益勘定留保資金5,809万9,979円、当年度分減債積立金2,135万3,669円、建設改良積立金257万1,121円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額605万6,352円で補填をいたしました。

3ページをお開きください。令和2年度輪之内町水道事業損益計算書でございます。この損益計算書以降の資料については消費税は含まれておりません。

営業収益から営業費用の差引き額でございますが、営業収益は1億640万9,402円、営業費用8,996万508円、営業利益は、差引き1,644万8,894円となりました。

次に、4ページでございますが、営業外収益1,892万9,559円、営業外費用625万5,385円、差引き1,267万4,174円でございます。したがって、経常利益及び当年度純利益につきましては、先ほどの営業利益と営業外利益を加えました2,912万3,068円になりました。

5ページをお開きください。令和2年度輪之内町水道事業剰余金計算書でございます。左のほうから、資本金及び資本剰余金については当該年度は移動がございませんので同額でございます。

利益剰余金につきましてでございますが、減債積立金、建設改良積立金は、議会議決の処分額について、先ほどの建設改良の不足金に充てるため取崩しを行いましたので差引きゼロ円ということで、未処分利益剰余金のうち、当年度純利益剰余金2,912万3,068円を加えました剰余金の合計は3億7,385万3,480円となり、資本合計といたしましては9億3,107万9,797円となりました。

6ページをお願いいたします。令和2年度輪之内町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

未処分利益剰余金のうち、議会の議決を経て処分する額につきましては、当年度純利益2,912万3,068円を処分するもので、減債積立金に2,177万4,362円、建設改良積立金に734万8,706円を、それぞれ積立てをしようとするものでございます。

7ページをお開きください。令和2年度輪之内町水道事業貸借対照表でございます。資産のうち、固定資産年度末残高15億641万331円の詳細につきましては、24ページの固定資産明細書に再掲しております。

また、2の流動資産のうち、未収金貸倒引当金につきましては、前年度より32万9,860円の増加で691万1,270円となり、未収金残高としましては1,495万7,348円となりました。

次に、8ページ、負債の部でございます。

固定負債につきましては、企業債と引当金で総額2億7,817万4,476円、流動負債、企業債につきましては、翌年度償還分でございます。未払金及び引当金の合計で2,218万9,065円、5の繰延収益につきましては5億5,479万2,488円となりました。

負債の合計でございますが、8億5,515万6,029円でございます。

資本の部でございます。

資本金は、昨年度と同額の5億4,999万1,517円でございます。

剰余金につきまして、資本剰余金と利益剰余金の合計で3億8,108万8,280円となりました。

続きまして、9ページから10ページは注記でございますが、決算書の作成に関する重

要な会計方針に係る事項や、取引に関わる処分方法及び引当金等についての説明事項でございます。

12ページをお開きください。令和2年度輪之内町水道事業報告書でございます。

概況につきましては、営業内容としまして、事業収益1億2,533万9,000円で、前年度と比較すると189万5,000円の減額、事業費用は9,621万6,000円で、前年度と比較すると684万円の減額となります。損益計算による純利益は2,912万3,000円になりました。

資本的収支については、収入1,915万5,000円に対し、支出は9,952万8,000円となり、不足額8,037万3,000円は、留保資金で補填をいたしました。

次の13ページでございますが、工事の概況でございます。

工事につきましては、水源地のほうでは第2水源地のインバーター更新工事及び取水ポンプの取替え工事、管渠の工事につきましては、下水道工事に伴う水道管布設替え工事、ほ場整備事業に伴う水道管布設替え工事、合わせて4工事で工事費合計は8,014万2,700円でございます。

14ページをお願いいたします。保存工事でございますが、主に修繕工事でございます。主なものでございますが、水源地の点検整備につきましては、配水残塩計の修繕、薬注室のエアコン取替え、修繕等でございます。

15ページ、業務でございますが、業務量の中で年間給水量は、令和2年度118万1,281立米で、前年度より3万1,722立米の減少となっております。

下段の事業収入に関する事項につきましては、給水収益が令和2年度1億513万3,000円となり、220万6,000円減少をしているところでございます。

16ページをお開きください。事業費に関する事項で主な増減についてでございますが、表の2行目、配水及び給水費の増減413万5,000円の減額につきましては、前年度実施しましたメーター交換に係る費用がなくなったことによるものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。令和2年度輪之内町水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

この計算書は、主に企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引き、手元に残る資金の流れを示しています。

業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当年度純利益2,912万3,068円から下段の利息の支払額616万4,477円までの合計額で5,624万9,955円でございます。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、資産に係る主に配水管の布設替え工事等でございますが、6,067万1,100円の減少でございます。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、企業債の償還元金による支出2,135万3,669円でございます。

当期の増減としまして2,577万4,814円の減、資金の期末残高は2億6,482万5,728円となりました。

21ページをお願いいたします。令和2年度輪之内町水道事業会計収益費用明細書でございます。主な内容について説明をさせていただきます。

まず、収益的収入でございますが、水道事業収益としまして1億2,533万8,961円でございます。

営業収益につきましては、給水収益の1億513万2,586円は、料金収入でございます。

その他営業収益では、一般会計負担金100万円、これは消火栓の維持管理等に係る一般会計からの負担でございます。雑入の19万6,816円につきましては、下水道のメーター検針費用の負担分でございます。

営業外収益につきましては、預金利息が4万9,945円、長期前受金戻入1,887万9,414円につきましては、加入負担金や補償金等の減価償却費相当額をその財源ごとに振り分けた金額でございます。

22ページをお開きください。収益的支出でございますが、水道事業費は9,621万5,893円でございます。

内訳といたしまして、営業費用、原水及び浄水費のうち、動力費974万81円は、水源地の電気代でございます。

配水及び給水費につきましては、委託料264万3,511円は水道管理システムの更新業務委託料等で、修繕費131万6,450円は、配水管漏水等の修繕費です。

総係費の主なものにつきましては、職員の給料等でございます。

23ページ、減価償却費でございますが、このうち無形固定資産減価償却費77万3,000円につきましては、会計ソフトの導入に対する減価償却でございます。

営業外費用の雑支出で9万908円につきましては、先ほどの収入のほうで申し上げました、100万円の一般会計からの負担金に対する消費税相当額分でございます。

最後になりますが、令和3年5月20日に輪之内町監査委員さんの監査を受けておりますので、意見書の添付をさせていただいております。

以上、水道事業の決算及び剰余金処分についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第25号及び議第26号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第25号 令和2年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第26号 令和2年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第12、議第27号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第27号について御説明を申し上げます。

議案書9ページをお願いいたします。

議第27号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について。輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和3年6月8日提出、輪之内町長でございます。

10ページが改め文となっております。

今回の改正は、2条立てで改正をしております。つまり、2つの条例を今回一度に改正しようとするものでございます。

対象条例としては、第1条にあります輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、第2条にあります輪之内町個人情報保護条例をそれぞれ改正するものでございます。

それでは、改正に至った経緯、内容を説明いたします。

第1条では、令和3年5月19日に公布されました整備法、これ正式名称はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律というんですが、この第55条の規定により番号利用法、これは正式名称は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を番号利用法というんですが、これが改正されまして、個人番号カードの発行、運営体制の抜本的強化、個人番号を活用した情報連携、特定個人情報の提供範囲の拡大等に関する改正が行われたということでございます。

その具体的な改正内容といたしましては、転職時等における使用者間での特定個人情報の提供を可能とするという内容でございます。いわゆる転職等において使用者間でそ

の情報をやり取りすることが可能になったという改正でございます。これが番号利用法第19条第4号として追加されたということでございます。これに伴いまして、当該法律を引用しております輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例において条項ずれが生じることにより改正を行うものでございます。

なお、先ほど申し上げました第19条第4号の内容については、当条例での引用箇所はございません。

続いて、第2条では、国において情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更することに伴いまして、所管する大臣の変更を行うもので、具体的な改正内容として、所管大臣が「総務大臣」から「内閣総理大臣」に変更することと、併せて先ほどの番号利用法第19条第4号が追加されたことに伴いまして、当該法律を引用しております輪之内町個人情報保護条例において、これもまた条項ずれが生じることによりまして改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

1 ページでございます。

下線部分を御覧ください。先ほども説明いたしましたが、法第19条第4号が追加されましたので順次繰り下がるもので、「法第19条第10号」をそれぞれ「法第19条第11号」に繰り下げるものでございます。

続いて、新旧対照表2ページをお願いいたします。先ほども説明いたしましたが、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されることに伴いまして、所管する大臣の変更を行うもので、現行の「総務大臣」から「内閣総理大臣」に、同じく法第19条第4号が追加されましたので順次繰り下げるもので、法「第19条第7号」「同条第8号」が、それぞれ「第19条第8号」「同条第9号」に繰り下がるというものでございます。

議案書10ページにお戻りください。

附則として、この条例は、令和3年9月1日から施行するというようにしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第27号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第27号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第13、議第28号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第28号について御説明させていただきます。

議案書の11ページを御覧ください。

議第28号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和3年6月8日提出、輪之内町長でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構、J-LISと申しますが、このJ-LISが個人番号カードを発行する主体として明確化されるとともに、J-LISが個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することとなるため、町の手数料徴収条例から再交付手数料の項目を削除する改正でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の3ページを御覧ください。

別表の事務の種類「6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に関する事務」を削除し、次のページの事務の種類「7」を「6」に繰り上げる改正でございます。

議案書12ページにお戻りください。

附則にて、この条例の施行は、令和3年9月1日からと定めております。

以上で、議第28号についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第28号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第28号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第14、議第29号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第29号について御説明させていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。

議第29号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和3年6月8日提出、輪之内町長でございます。

この条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されましたので、国の基準の改正に基づき、同様の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきますので、新旧対照表の7ページのほうをお願いいたします。

目次の部分でございますが、第5章の次に新たに「第6章 雑則（第50条）」を加え、附則の次に、「第6章 雑則」で「（電磁的記録）第50条」を追加規定するものでございます。

この規定では、家庭的保育事業の利用者の利便性向上や保育事業者等の業務負担の観点から、従来書面で行うことができる規定がされているものについて、この規定に基づき、電磁的記録により対応することを可能とするという旨を追加で規定するものでございます。この規定が追加されることによりまして、今後も電子化が進み、様々な書類、書面、文書等の情報を電子媒体での申請や記録、作成、保存等も可能となります。

議案書の14ページに戻っていただきまして、附則でございます。

附則、この施行期日は、令和3年7月1日から施行するというところでございます。

以上で、議第29号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第29号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第29号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

日程第15、議第30号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第30号について説明させていただきます。

議案書の15ページをお願いいたします。

議第30号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和3年6月8日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に対応するため、国の基準の改正に基づき、同様の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきますので、新旧対照表の9ページをお願いいたします。

第42条の特定教育・保育施設等との連携というところの改正でございます。この42条の第1項で特定地域保育事業者は、特定地域型保育が適正に実施され、在園児が卒園後も必要な教育・保育を受けられるよう連携施設を適切に確保しなければならないという規定をしております。

そのうち、この第4項でその規定を除外することができる旨の規定の項目を掲げております。その第1号で規定しないことができる場合として、現行では児童福祉法第24条第3項の規定による調整としておりますが、改正案では、この部分のところに「（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」という項目を追加で明記しております。具体的には、この第24条第3項の規定で保育の需要に対応する施設ということで、保育所、そして認定こども園、または家庭的保育事業、その事業等が不足する場合に施設の調整を行うこととしておりますけれども、追加の第73条第1項のところ、当分の間、その対応施設を保育所と認定こども園というふうに、この2つの利用について調整するというので、読み替えて適用する場合も含むという規定を追加で明

記するものでございます。

その次の第5項につきましては、字句等の改正に伴うものでございます。

議案書の16ページに戻っていただきまして、附則でございます。

附則、この条例は、公布の日から施行するということになります。

以上で、議第30号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく
お願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第30号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第30号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されま
した。

○議長（田中政治君）

日程第16、議第31号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についてを
議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第31号について御説明させていただきます。

議案書の17ページを御覧ください。

議第31号 西南濃粗大廃棄物処理組規約の変更に関する協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、西南濃粗大廃棄物処理組規約（昭和47年岐阜県指令地第946号）の一部を次のとおり変更するものとする。令和3年6月8日提出、輪之内町長でございます。

今回の規約の変更に関する協議は、西南濃粗大廃棄物処理組合の安定した組合事業の運営と事務の効率化を図るため、組合議会の組織及び議員の選任方法と執行機関の選任方法の変更をすべく規約を改正するに当たり、構成市町の議会に協議を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。新旧対照表の11ページを御覧ください。

議会の組織及び議員の選任の方法、第5条第2項中「関係市町の長」の次に「（大垣市長及び養老町長を除く。）」を、次に「事務」の次に「（以下「廃棄物事務」という。）」を加え、それから「及び生活環境部長」を「、副市長及び廃棄物事務を所管する部長並びに養老町の廃棄物事務を所管する部長」に改め、同条第3項を削ります。

次に、執行機関の選任方法、第7条第1項中「及び副管理者は、組合議員の互選により決定する。」を「、副管理者及び会計管理者は、それぞれ大垣市長、養老町長及び大垣市の会計管理者をもって充てる。」に改め、同条第2項を削るものでございます。

議案書の18ページにお戻りください。

なお、この規約の施行は、附則にて岐阜県知事の許可のあった日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第31号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第31号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決をされました。

○議長(田中政治君)

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、輪之内町議会会議規則第46条第1項の規定によって6月14日までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第23号から議第26号までについては、6月14日までに審査を終了するように期限をつけることに決定をいたしました。各常任委員長は、6月15日に委員長報告をお願いいたします。

○議長(田中政治君)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、6月14日は一般質問を行いますので、午前9時までに御参集いただきたいと思
います。

本日は大変御苦勞さまでした。

(午前10時27分 散会)

令和3年6月8日開会 第2回定例輪之内町議会

第2号会議録 第7日目

令和3年6月14日

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開議)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は9名です。全員出席でありますので、令和3年第2回定例輪之内町議会第2日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定によって質問は3回までといたします。

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので始めさせていただきます。

人類社会の発展は、狩りを中心としたSociety1.0の狩猟社会、農業を中心としたSociety2.0の農耕社会、物づくりを中心としたSociety3.0の工業社会、インターネットを中心としたSociety4.0の情報社会、そして現在、世界中でデジタル革新などを中心とした第4次産業革命が起ころうとしています。その後に形成されるであろう新しい社会をSociety5.0と呼んでいます。

それでは、質問に移ります。

1. タブレット端末のさらなる教育活動への活用。

Society5.0時代を生きる子供たちにふさわしい「新しい学び」として、国はGIGAスクール構想を打ち出し、児童・生徒向けの1人1台端末と学校における高速通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させていくと掲げています。

当初は2019年から5年をかけて整備が進められる予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による学校の休校措置で教育のICT化の必要性を多くの人が痛感し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えて前倒しが進められ、子供たちの学びを保障できる環境が急速に実現しました。

しかしながら、学校現場は、5年間の整備を1年で整備したことで多くの課題を抱えながらも、子供たちの学びを止めぬよう懸命に取り組んでおられるのですが、保護者の方々にはそうした実情を知られていないのが現状です。

また、学校現場を支えるPTAの活動もコロナ禍で自粛により全くできない状況が続

く中で、学校行事に対する考え方も1年前と変わらず全て自粛で、学校に対してもう少し思い切ったことを行ってほしいと願う保護者が増えているのが現状です。そのためにも双方が意見を交わし、理解し合える環境をつくるのがコロナ禍において急務だと感じております。

私は、子供たちが使うタブレット端末を保護者の必要に応じて使用を認め、パソコンを持っていない家庭でも安心して学校行事やPTAの活動に活用し、保護者も子供たちと同様にオンラインを体験し、共に学び、理解を深め、オンラインを通して先生と保護者がしっかりと意見交換ができる環境を整備し、新しい学びを学校とPTAがしっかりとスクラムを組んで実践していくことが大事だと思います。

また、タブレット端末は衝撃に弱いので、誤って床に落とすと故障の原因につながり、修理費が加算されますので、運用において子供たちや保護者の方々が安心して使用していただけるように教育委員会のほうで保険に加入してはいかがでしょうか。

今後も長期化するコロナ禍は、これまでどおりのやり方や考え方が通用しません。しかし、こんなときだからこそPTAの力が不可欠です。新しいスタイルで、さらなる活用を教育長にお尋ねいたします。以上です。

○議長（田中政治君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

林議員から質問をいただきました、タブレット端末のさらなる教育活動への活用についてお答えします。

国は、令和元年12月にGIGAスクール構想を打ち出しました。この構想は、Society5.0の時代に生きる子供たちを誰一人取り残すことなく公平に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想で、児童・生徒1人1台端末、高速大容量の通信ネットワークを一体化に整備するというものです。

GIGAスクール構想の発表当初、文科省は2023年度までの1人1台の端末の整備を掲げて取組が進んできましたが、新型コロナウイルスの流行による学校休業と感染防止のための「新たな生活様式への対応」を受け、GIGAスクール構想は急加速しました。その結果、2021年3月現在、ほとんどの自治体で1人1台の端末や高速ネットワークが実現できている現状です。

輪之内町では、この構想に基づき、ICTの環境整備を進めてまいりました。オンライン授業システムは昨年9月末、1人1台のタブレット端末は、10月に納入が終わり、12月中旬から町内小・中学校で運用しております。

現在は、教科の授業、総合的な学習の時間、児童会や生徒会活動、集会活動、オンライン授業など、いろんな分野で活用しております。

1人1台の端末が配布されたことでインターネットで検索して児童・生徒に応じた情

報を集めることや、一人一人に合った問題に取り組むなど、個別最適な学習ができます。

また、子供が互いの考えをリアルタイムで共有でき、双方向で意見交換、協働的な学びが活発にできます。教員が子供の学習状況や反応をより深く知ることができます。

従来の一斉型の授業では、手を挙げた子供たちだけが回答や意見を発表していたため、自ら表現できない子が多くいましたが、全ての子供の意見が端末を活用して共有され、コミュニケーションを活発化させることができます。

令和3年度県教育委員会の「ICT活用モデルの構築・推進事業」の西濃地区の実践フィールド校として、輪之内中学校と大藪小学校が指定されました。この事業は、各教科等の授業で効果的にICTを活用した実践モデルを構築し、各学校に提供するというものです。指定された輪之内中学校と大藪小学校だけでなく、福東小学校、仁木小学校とも連携を取りながら、今後、この事業に取り組んでまいります。

ICTは、子供たちが学ぶためのツール、道具です。授業のみにとどまらず、日常の一部のツールとして、これまで以上に子供たちの学びを充実させていくために活用してまいります。

昨年度から、保護者、児童・生徒によるコロナウイルス感染拡大を防ぐため、学校行事やPTA活動が大きく制限され、規模の縮小や中止せざるを得なくなっております。

林議員が御危惧されるように、参加すると感染するのではないかと不安を持たれる保護者も見えます。活動がなくなってしまうことも考えられます。委員会や事業を中止、休止する前に、その意味をいま一度熟考し、感染症対策を徹底しながら活動を継続し、以前のように戻したいものです。

現在、高齢者を対象にワクチンの接種が始まりました。以前よりは新規の感染者が減少しておりますが、まだまだ感染拡大が終息するとは考えられません。

このような状況が続く中、町内でも感染の心配が少ないオンラインによるウェブ会議が以前より多く行われるようになりました。

この5月に実施された、町内の教職員が一堂に集まって実施されている研修会もZoomを活用した研修会となりました。

現在、各家庭でのWi-Fi環境は、ほぼ整備されております。

PTA活動でも学校で使用しているZoomを用いたオンライン会議などの開催が可能です。各家庭でお持ちのコンピューター等を活用する方法もあります。そうでない場合は、学校の機器を使っただけでもできます。

また、もう一つの御質問のタブレットの保険につきまして、今回の補正予算に計上しまして、修理料等により対応していきたいと考えております。

以上で、林議員の答弁といたします。

(2番議員挙手)

○議長（田中政治君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

御答弁ありがとうございました。

基本的に親の使用を認めるか認めないか、ちょっと分からなかったんですけど、これは5月初めの中日新聞、また5月29日のヤフーニュースでも取り上げていますが、「学校のタブレット 家ではゲーム機 小中学生配備端末に抜け道」ということで、閲覧や使用を制限するフィルタリングを学校側が設定しても、子供が抜け道や裏技を使ってゲームや動画サイトに熱中する問題が発生しています。引用になりますが、小学生の子供を持つ40代主婦は、子供が学校から配られたタブレットで何時間もゲームをしていました。学習に使うのかと思ったらゲーム三昧で、このままネット依存になりそうで怖いと語っています。

輪之内町でも今年の夏休みから本格的に家庭学習が始まると伺っておりますので、保護者の方々には子供たちの行動を見守っていただく必要があると思います。そのためにもタブレット端末の基本操作等を理解していただくことが必須だと思っています。

以前になりますが、中学校のPTA活動のほうで情報モラル講演会を開いて、SNSに関わるトラブル等の問題点に関して対策や家庭でのルールづくりを計画されていたように思います。そうした情報モラル講演会を各小・中学校で開催して、学校とPTAがしっかりと連携をして、これから始まる家庭学習に対応してはいかがでしょうか。教育長に再度質問いたします。

次に、パソコンを持っていない母子家庭や父子家庭に対しての受皿として、9月予算のほうで各小・中学校に保護者用に貸出し可能なパソコンを配備して、加速するオンライン化に伴う学校行事やPTA活動に対応していただきたいと思います。これも再度教育長に質問いたします。

次に、高速通信ネットワークの整備ですが、中学校のほうは予算がつきましたので今年中にはある程度整備できると伺っておりますが、小学校のほうの整備はいつ頃になりますでしょうか。昨年も授業参観をZoomを使って実施されましたが、画像が粗かったり、人数が多くなると重くなって動かなくなってしまったというお話を聞いております。

また、対応としては、各小・中学校にICT担当の、先生が一応対応しておりますが、専門家ではありませんので、いろいろな課題に対して対応できていないと伺っております。また、5年間の整備を1年で整備したことも大きく影響を受けておるようです。私は、専門性の高いICT支援員を数名、小・中学校に期間を限定していただきたいと思います。これも教育長に再度質問いたします。

次に、タブレット端末の保険に関しましては、先ほどお話がありましたように、この議会のほうで修繕費を計上していただいておりますので、こちらのほうはありがとうご

ございました。

最後に、GIGAスクール構想を地域の皆さんにもっと知っていただきたいと思っております。現在進めている、コミュニティ・スクール等で取り組んでいる内容や課題等を地域の皆さんに共有していただくことで課題解決の糸口につながっていくかと思っております。また、校区のアイデア、そういったものを地域・学校協働活動のほうに展開してはと思っております。教育長に再度思いをお尋ねいたします。以上です。

○議長（田中政治君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。たくさんございましたので、全部お答えできるか、ちょっと心配しておりますが。

まず、1つ目ですが、学校のタブレットが新聞等によりまして家ではゲーム機になっていると、そういうところもあるようです。

輪之内町のこの現状ですが、実は家庭でタブレットの接続テストは済んでおりますけれども、現在、家庭に貸出しは、まだしておりません。7月頃から、ドリルをこれから家庭学習でまた取り入れたいと思っておりますので、貸出しは進めていきたいと思っております。

それから、タブレットは学習に使うツール、道具ですから、先ほども申しましたが、ゲーム機ではないと。それから、またタブレットにはフィルタリングをかけてありますので、有害なほうにはつながらないとは思いますが、これもまた心配がありますので確認したいと思っております。

保護者にも、やっぱりこの使い方についての指導、モラルにつきましても含めまして、また協力していただくようお願いしたいと思っておりますし、もちろん児童・生徒にも機会を見つけて指導していきたいと思っております。

それから、2つ目の親にタブレットのいろんな講習とか、モラルについての研修ですけれども、現在考えておりますのは、学級懇談会の場で実際に使い方を、保護者の方も一緒に含めて、授業とか、そういうところの場も通じて、モラルも含めて体験していただく機会を現在考えております。

また、PTAの研修として、今ありますいろんな機器等の活用等につきまして、PTA主催で組んでいただくことも可能ですのでお願いします。

それから、あと3つ目ですが、PTAに学校で使えるパソコンを用意してもらえないかということですが、これは予算の関係もございまして、なかなか決めづらいんですけれども、また今後、検討の課題にしていきたいと思っております。今、学校とか教育委員会に予備がありましたら、それを使っていいただければ私はいいと思っておりますので、これが3つ目です。

それから、4つ目ですが、高速ネットワークの整備をどうするかということですが、これも今予算はつけていただいておりますので、できるだけ早く進めたいと、といっても2学期の中旬、早くてもそれ以降にはなると思いますが、まだまだこれはちょっと、できるだけ早く進めますけれども、現在そのような状況です。

インターネットの中学校と教育委員会のほうは、インターネットが一つの回線につながっているということで、接続を分けるというようなことでトラブルも少なくしていきたいと思っております。

あとは5つ目のタブレットの保険についてですが、これは故意に破損した場合は個人で弁償ということですが、それ以外は、今、町の予算で予算化していただいておりますのでそれなりに対応していきます。

それから、GIGAスクール構想の取組を地域に理解していただくというようなことですが、これも先ほど御指摘でありましたコミュニティ・スクールとか、いろんな場がございますし、町の広報紙等で、また地域にいろいろと紹介していきたいと思っております。

あと支援員の件ですが、これも予算の関係がありまして一度にはできませんけど、まず今私が思いますのは、校内できちんと支援していく、そういう先生を、今、まずきちんとつくりたいと思っております。また、支援員のほうも今後検討していきたいと思っております。

以上ですが、よろしく申し上げます。

(2番議員挙手)

○議長（田中政治君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

再質問、御答弁ありがとうございました。

私が1つ思っているのは、今後、15歳以下のワクチン接種が進まない、この小・中学校が一番危険な場所にこれからなってくるのかなと思っております。その中で学校行事やPTA活動を進めていくのに、そういう判断基準がちょっと難しくなっていくのかなと思っております。

そして、進むオンライン化と加速する少子化で、恐らくタブレット端末も将来は余剰になってくるのかなと、ちょっと私は思っておるんです。子供が減ってくると、タブレットがちょっと余剰になってきますので、それをどう活用していくのかというのは、今後の方向性をちょっと見つけていきたいと思っております。これは答弁は要りませんので。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中政治君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。

テレビ・新聞等で高齢者の方が運転する事故をよく見ます。当町においても、5月6日に後期高齢者の運転する車がザ・ビッグの出口に突っ込むという事故が発生しました。幸いにもけが人の発生はありませんでした。一つ間違えば大惨事につながる事故だったと思います。

それでは、質問に入ります。

交差点における安全対策について。

平成28年から令和2年の過去5年間における輪之内町管内の交差点における交通事故件数を見ると、平成28年は8件、平成29年は9件、平成30年は11件、平成31年から令和元年は5件、令和2年は3件発生しています。信号機のない交差点や交差する道路において、道路の道幅では優先順位の判断がしにくい危険箇所が数多くあり、事故を引き起こす要因となり、対策の必要があると思います。

輪之内町では、平成27年より通学路及び周辺道路の安全確保に向けた取組として「輪之内町通学路交通安全プログラム」を策定し、地域及び関係機関と連携を強化することを目的とした「輪之内町通学路安全推進会議」を設置し、地域全体で子供たちの安全対策の推進を取り組んでみえます。こうした取組を輪之内町管内の危険箇所においても展開できるような輪之内町交差点交通安全プログラムを策定し、地域及び関係機関と連携を図り、効果的な安全対策の実現を推進していくことが必要だと思えます。町長の御見解をお伺いします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野重行議員の交差点における安全対策についての御質問にお答えをしたいと思います。

交差点での事故件数については、大垣警察署のデータによりますと、平成28年から令和2年までの過去5年間で36件発生しております。負傷者は56人というふうに聞いております。

その事故の直接的な原因ではありますが、交差点の徐行不足、一時不停止、脇見等による安全不確認というのが統計上の原因とされております。

また、先ほど議員から御指摘がありましたように信号機のない交差点、これは道路幅員で優先判断がしにくい箇所ということでもありまして、そういったことがやはりどちらが優先だということについては、お互い事故当事者の認識の相違が結果として事故につながっているのかなあということもあるのかもしれないです。そういうことについて

各区の交通安全委員さんからも、そのような交差点に対して一時停止線の設置をできないのかという御相談、要望もいただいております。

どちらが優先であるかについては、道路交通法では基本的に、そういう優劣がはっきりしないところで交通の整理をするためには基本的に左方優先とされているわけでありますので、そういう意味でいえば、停止線がない交差点においては、お互いに徐行して注意しながら走行する旨を規定しているんだというふうに理解をしております。

議員からは通学路安全推進会議を例に、交差点交通安全プログラムの策定という御提案をいただきました。御提案のプログラム策定というのも有効な一方策かとは思いますが、けれども、まずは先ほど申し上げた左方優先の原則をドライバーに再認識してもらって、それを啓発・徹底していくことが最優先の方策だろうと、そんなふうに思っております。

あわせて、大垣警察からは具体の対策として、1つは交差点の中央に十字マーク、いわゆるクロスマークをつけたらどうかとか、2つ目として巻き込み線の整備、巻き込み線というのは、要は交差点における左折巻き込み事故を防止するためのラインなんですけれども、そういったものをやるとか、あとは3つ目には、「交差点あり」の道路標示ですね、警戒標識をつけたらどうかとか、それからここは交差点だよという、4つ目には交差点看板の設置をしたらどうかというような、そういう御提案をいただいております。それらを町で設置してほしいと。それでも状況が改善し切れない事態が続くようなら、交通規制措置の要望を県の公安委員会のほうへ出していただけたら対応できるかもという御教示をいただいております。

御案内のように、交通事故の発生防止については、各区の交通安全委員から成る大安区交通安全輪之内支部を中心に事故防止措置の要望を承っております。その内容を大垣警察署の交通課とも共有しながら、有効な対処策を検討して、順次できることからやっておるということでございます。

したがいまして、今後も、御提案のありました活動の名称いかんはともかく、地域の交通安全事情を一番よく掌握しておられる各区の交通安全委員を中心に、そういう問題点の把握に努めてまいりたいと考えております。

町でできることは迅速に、交通規制を伴う措置については大垣警察署及び公安委員会との連携を図りながら事故防止につけての要望活動を積極的に実施してまいりたいと、そんなふうに考えております。どうかよろしく御理解ください。

以上で、浅野重行議員への答弁とさせていただきます。

(4番議員挙手)

○議長（田中政治君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

先ほど御答弁ありがとうございました。

先ほど町長さんのほうから左方優先ということをお聞きしたんですけれども、左方優先といってもドライバーの方全員が左方優先ということを知っておれば事故は起きないのではないかなと思いますけれども、そこで私が提案させていただきますのは、交差点の道路幅が同じだと左方優先ということはあれですけれども、そういうのが分からないと、やっぱり事故にもつながると思いますので、先ほど看板の設置とか道路標示と言われましたけれども、そういった標示とか交通標識、そういったものを何とか設置といえますか、やっていただけないかなということです。

看板ですと交差点にもありますけれども、交差点という看板があるだけで、実際に「止まれ」という標示がないところがあるんですね。そういったところに止まれという標示とか標識、そういったものを設置していただければありがたいなと思っております。

それと、危険箇所を抽出したマップ等を作成していただければどうかと思います。

それと、輪之内町の通学路交通安全プログラムに交差点のそういうプログラムを追加していただくのはどうかと思っておりますが、町長の御意見をお伺いします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

貴重な御提案、ありがとうございました。

まず、いわゆる標識の設置と交通規制標識でありますけれども、規制標識というのは、やっぱり一つのルールがあって、規制基準にのっかってつけるということですので、ここは危なそうだから規制をすぐかけてくれといってもなかなか難しい部分があるので、それに代えて町でできる範囲ということで警戒標識なり誘導標識なりというのをつけているというのが実情でございます。そういう意味では、そういう規制標識以外のことをやってもできない場合については、本当に規制ができないのかどうかについて警察なり公安委員会のほうで再度その確認をしながら、どうあるべきかを考えていくということですので御理解いただきたいと、そんなふうに思っております。

いろんな形で、先ほども申しましたけれども、やっぱりできることを一つ一つやっていく以外にないと思っておりますので、先ほどドライバーのほうの左方優先原則が徹底されていないのではというようなお話がありましたけど、これは道路交通法を読んでいただきますと、ちゃんとそういうふう書いてありますので、要は免許取得時に本来はきちっとそういう教育がされていたはずなんですけれども、やっぱり時がたちますと緩んできますので、またいろんな機会を通じて、それから特に交通安全会議や何かのときも、機会も通じてそういう本来の原則を徹底するということも必要なのかなと、そんなふうに思っております。一生懸命頑張りたいと思っております。どうか御理解ください。

（4 番議員挙手）

○議長（田中政治君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

町長、答弁ありがとうございます。

今後、できるだけ一つ一つ解決できるような対策を行っていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

2点について一般質問を行います。

第1点目は、コロナ感染対策として希望者にPCR検査の実施をお願いしたいというように思います。

昨年の2月からコロナ感染問題が起き、今日まで岐阜県内においては約9,000名が感染したと報じられています。輪之内町からは25名の感染者が発生したと報告を受けております。

これまで全員協議会の場で再三PCR検査の必要性を取り上げてきました。コロナ感染問題が起きてから大変難しいのが、感染したからとしても無症状の感染者がいるということです。新型コロナウイルスの感染を防止するには、自治体が責任を持って、無料で誰でもが検査できるようにすべきだと思います。町長の考えをお伺いいたします。

また、輪之内町内には無症状の感染者がどれくらいいると推測されていますか、併せて伺います。

第2点目としては、消防団員の報酬について質問をいたします。

先般の協議会の席で消防団について諮問していることの報告がありました。改めて消防団の条例を見ましたら、団員の年額報酬額が条例で規定されており、団員の年額報酬額は2万4,000円となっていました。月額にすると2,000円です。これではあまりにも少ないと実感をいたしました。消防団の活動は、ほとんどボランティア活動精神に支えられていると思います。引き上げる方向で検討していただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野進議員の御質問、コロナ感染対策として希望者にPCR検査をとということと、あとは消防団員の報酬についての2点、御質問をいただきました。順次お答えしたいと思います。

輪之内町においても、御質問にもありましたとおり、感染者が急激に増えております。6月10日現在の感染者25名のうち、14名の方が5月以降に感染を確認しておるところで

あり、町としても危機感を持っております。

御質問がありましたPCR検査、これはある程度のウイルス量があればほぼ正確に診断できると言われておりますけれども、検体の取り方や場所、感染からの経過日数などによって正確さが変わると言われております。これは検査を受けた時点での感染の有無について診断できる検査でありますから、一度検査を実施すれば安心というわけではありません。

いろいろ御提案いただきました感染防止対策については、専門家でも諸説、いろいろございます。そういうことは承知しておりますし、幾つかの方法があるのだらうと思われましても、PCR検査が必ず陰性を証明するものにはならないことから、症状のない方、身近な方に感染者が確認された方、いわゆる濃厚接触者以外に実施をすることは現段階では考えておりません。

それから、町内の推定感染者数についてのお答えでありますけれども、残念ながら私もエビデンスを持って説明できる数字というものは持ち合わせておりません。ただ、全国というか、国のほうで無症状者の感染者がどれくらいいるのかを知るためのモニタリング調査というのを実施しておりますけれども、岐阜県でも2月から6月の間に検査キットを配布し、1万5,303件配布して、陽性率はゼロ%と、陽性率の高い兵庫県では、0.11%という検査結果が出ておると承知をしております。

不安がある方等については、今までと同様に、保健所や地域医師会が行う検査センター、県が指定しておりますPCR検査を行う医療機関、613件あるとお聞きしておりますが、こういったことの存在を町民の皆さんに周知を図っていきたいと考えているところでございます。

また、高齢者施設のクラスター予防のために県の事業として、町内の高齢者施設の従業員を対象に抗原定性検査、またはPCR検査を4月から6月に実施しております。県からは、随時その結果の連絡をいただいております。

それから、PCR検査のキットについてであります。これは万が一に備えて、少量ではありますけれども、保健センターのほうにも備えておるところでございます。

今後は、ワクチン接種の目的である死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止につなげるために、ワクチンの接種を高齢者、基礎疾患を有する方、若い方へとスムーズに順次進めていけるような体制整備を図っていくことが重要であろうと考えております。

続いて、2点目に消防団員の報酬についての御質問をいただきました。

御案内のように、消防団は地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在であります。消防庁のデータによりますと、全国的に消防団員数は連続して減少しております。ここ2年ほどは1万人以上減少しているという状況で、危機的な状況と言ってもいいかと思いますが、そういう状況でありまして、このまま手を打たないと、今後、数年間の

うちに80万人を割り込む事態になりかねないと、極めて憂慮すべき事態であろうと、そんなふうに思っております。

それらを背景に消防庁では、この強い危機感の下に講ずべき施策を検討するために、昨年の12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」というのを設置しております。本年の3月に同検討会における中間報告が取りまとめられたところであります。

その内容としては、出動報酬の創設や年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向けて今後必要な措置として取り組むべき事項を取りまとめております。

それを受けて、本年4月13日付で消防庁から、消防団員の報酬等の基準を定めたので、市町村においては適切に取り組みられるよう要請があったところであります。

その内容の中において、議員が言及しておられますように消防団員の報酬については、団員の年額は3万6,500円を標準とする。団員より上位の階級にある者等については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡の取れた額となるよう定めるとの基準が定められました。

消防団員を取り巻く環境は、激変する社会環境と相まって、団員の働き方も大きく変わってきております。

当町においても、消防団員の選出については各区からの選出に委ねているところですが、その選出に大変苦慮されているとお聞きしております。このような事態を改善すべく、昨年度、諮問会議を立ち上げ、輪之内町消防機関の今後に向けた方向性について議論を重ねてまいりました。

その議論の中には、報酬、いわゆるお金の問題じゃなくて活動内容の見直しをすべきだというような声もありましたが、取りあえず今般、消防庁において全国的な報酬基準が示されましたので、この部分についても当然のことながら早急の検討が必要だろうと考えております。

したがいまして、示されました基準額を念頭に、近隣市町の動向の情報を入手し、早い時期に報酬額の改定をしてまいりたいと思っております。

以上、いずれにしましても、いろんな意味で御協力いただいて社会の安定を図っていくということだろうと思っておりますので、その辺について、やっぱり御理解いただけるような水準のものを考えてまいりたいと思っております。

以上で、浅野進議員への答弁とさせていただきます。

(5番議員挙手)

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

再質問をいたします。

町長のお話を聞いておりますと、PCR検査は必要ない、なぜならばワクチン接種をすれば感染対策は十分できるというようなお話のように私は聞こえたんですけども、そのワクチン接種だけでは私は十分だと思えないんです。なぜならば、新しい型がどんどん出てくる。感染が増えれば増えるほど新しい型が発生するというようなのが今日の結果ではないかなあというように思います。

最近では、インド株とか言われております。こういうようなものはワクチンの接種で対応できるのかどうか、私には疑問であります。

この近くの自治体を聞いてみました。笠松町では、保育園の先生、小・中学校の教師、あるいは放課後児童クラブの指導員を対象にPCR検査をしたいというように取り組んでおるようです。感染を早期に発見するのが目的だというようなことです。

この笠松のお話を聞いても、やはりワクチンだけではなくて、子供たちと直接接している学校、保育園、そういうところがまず対応しなければならないんだらうというように思っているようです。

特に子供たちを預かっている先生からすれば、あるいは小・中学校の児童・生徒からすれば、感染すれば瞬く間に広がっていくのが常識だろうと私は思うんです。このことについて本来ならば教育長にもお尋ねしたかったんですけども、教育長には、私、答弁してほしいと求めておりませんので、町長にその辺の感想についてお尋ねをします。

差し当たって、児童・生徒の教師、保育園の先生、こういうところがPCR検査の必要があるのではないかと私は思います。質問いたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再質問をありがとうございます。

まず、ワクチン接種をするからPCRは要らないよと短絡的に申し上げているわけではございませんので、その辺だけははっきりさせておきたいんですけども、PCR検査には限界があるから、こういう小さい町単独でやることについてよりもワクチン接種を優先させることが大事なんだろうと申し上げただけで、先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、基本的に専門家と言われる方の中でもいろんな考え方がございます。これはコロナ対策の当初から言われていることなんで、予防的措置としてPCR検査を徹底したらどうだということは、一部の専門家からは当初から、昨年来言われておることです。その中で国としては、その全面的なPCR検査をやるという方向性が示されなかったということでもあります。

1年半たった段階で、ようやくコロナの実態というものだんだん分かってくるようになりました。非常に変異の激しい株であるということもだんだん分かってきております。だから、そういう意味では、専門家が今後提言されるであろういろんな言葉の中で、ま

たどうあるべきかを探していきたい、求めていきたいと思っております。

確かにこのコロナの株というのは発症してから伝染するんじゃなくて、発症する前に伝染するというのが一番の問題で、だから無症状者を見つけることが大事だよという一つの方法論として出てくることも当然あり得ると思っております。

結局のところは、我々小さい自治体として、国の施策の中で、全面的なPCR検査をこういう小さいところにエリアを限定してやってみようかという効果があるだろうか考えたときに、これだけ生活の基盤が広域化している中でうちだけやることにいささか課題を残すかなと、そういう判断だということです。

それと、小・中学校、おかげさまで今のところ感染の確認もありませんし、濃厚接触者のPCR検査結果も陰性ということで、今のところは影響はない状況であります。ただ、先ほど例に申されました一部の自治体では、やはり今後の学校の学習の保障という意味でそういうのを徹底してやるんだということも出てきておりますので、今後、いろんな機会を捉えながら、情報交換しながら、あるべき姿というものを見ていきたいなどは、そんなふうに思っております。

(5番議員挙手)

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

これは、私、口頭でお願いしておったんですけども、消防団員の報酬について総務省の消防庁長官通知があったというように聞いております。その通知の内容というのはどういう内容なのか、荒川参事から紹介してもらってよろしいでしょうか。

○議長（田中政治君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

消防庁からの見解でございますが、先ほど町長の答弁でも触れさせていただきましたが、出動報酬の創設、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上が消防団の処遇改善に向けて、この4つの柱を中心に報酬も含めてよく検討を市町村でされたいという要請がなされております。以上です。

○5番（浅野 進君）

終わります。

○議長（田中政治君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

議長の許可をいただきましたので質問させていただきます。

私からは高齢者の独り暮らしの方が安心して生活できる環境づくり体制についてお尋ねします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年は、超高齢化社会になります。老老介護が問題となっている昨今、全ての方が御家族からの十分なサポートを受けられるわけではありません。自分の身の回りのこと、介護サービスなどの行政手続、納付手続、財産管理などが自分でできなくなり、誰かのお世話にならなければならなくなる生活は誰にでも起こり得ることです。

現在、介護保険法に基づく介護保険事業計画と老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体化し、安八郡3町による「安八郡高齢者プラン」として策定し、介護保険制度の充実に努めています。その中で地域包括支援センターが中核となり、地域の高齢者の様々な相談に対応する総合的な役割を担っています。また、今年度中に成年後見制度の機関が設置されると聞いております。成年後見制度は、認知症などの理由で自己判断能力の不十分な方々をサポートしていくための制度です。

また、社会福祉協議会（社協）でも日常生活自立支援事業があります。サービス内容は、大きく3つあり、福祉サービス利用の援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスです。

このような制度、支援事業を御利用していただくことで日常生活をより安心して送っていただくことが可能となります。

そこで、お尋ねします。

現在、高齢者の独り暮らしの方々の見守りはどのようにされていますでしょうか。

また、サービス充実のためには様々な困り事の相談が増えることが望めます。どのように困り事の把握に取り組んでみえますか。また、今後の方針等があればお聞かせください。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

大橋議員から高齢者の独り暮らしの方が安心して生活できる環境づくり体制についてということで御質問をいただきました。

まず、我が国の総人口は、令和元年10月1日現在、1億2,617万人で、9年連続減少中、65歳以上人口は3,589万人となり、総人口に占める割合、いわゆる高齢化率というのが28.4%となっております。このうち、75歳以上の割合というのが14.7%に達しておる状況です。

輪之内町の高齢化率も、令和3年5月1日現在で65歳以上の高齢者の割合は26.7%、75歳以上というふうになりますと11.9%という状況になっております。そういう意味では、我々も当然高齢者対応すべきであり、その支援体制を強化しながら、きめ細やかな

対応をさらに充実させるように積極的に進めているところでございます。

大橋議員も御承知のとおり、輪之内町では3世代の同居率も他の市町に比べ高いほうでありますけれども、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の大半というのは、介護、疾病、経済的な問題、希薄化した家族関係、地域とのつながり等々、様々な課題と向き合わざるを得ないというのが実情であります。

国でもこの問題を地域社会全体で支えるべく、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり、包括的な支援体制の整備に向けた取組について普及促進を行っているところであります。

輪之内町の65歳以上の独り暮らしの方は、令和2年4月現在で128名、その方に対しては、町の包括支援センターの職員により、少なくとも年に1度は家庭へ訪問し、生活状況や相談などを伺い、実態把握しながら、必要に応じて利用できる支援サービスの紹介など、民生委員、社会福祉協議会と連携を取りながら継続的な見守りをしているところであります。

その中で定期的に相談等が必要な場合、当然あるわけですが、その方に合わせて定期的に面談を行うほか、老人クラブによる友愛訪問、緊急時に消防署につながる緊急通報システム、緊急時に自身のかかりつけの病院や服薬など医療情報を記入した救急情報を専用容器に入れて冷蔵庫に保管していく、いわゆる「あんしん救急バトン」と言われておりますけれども、こういったものの活用も併せて行っておるところであります。

また、生活支援としては、町社会福祉協議会では、高齢者等の見守りを行い、認知症高齢者や障がいのある方などが住み慣れた当町で安心して暮らしていくことができるような日常生活自立支援事業というのを行っております。

この事業は、御自身だけでは日常生活を営むために必要な福祉サービスを利用する判断が難しい方、こういう方々に福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用のために必要な手続、費用の支払い等の援助を行う制度であります。

また、今年度、成年後見制度利用促進機能であります中核機関の設置につきましては、10月の設置に向けて準備態勢を整えておりますことは御案内のとおりであります。

各種事業の実施、中核機関の設置及びその内容の充実等というのは、これは非常に大切なことではありますが、そもそも高齢者の方が介護状態にならないように予防するということが一番大事なことだと思っております。その予防策として地域包括支援センターでは、認知症予防、フレイル予防事業というのを積極的に行って介護予防にも努めておるところであります。

高齢者の困り事の相談につきましては、今後も社会経済状況と相まって増加するんだろうと考えております。地域での見守り、民生委員、ケアマネジャー、包括支援センターの訪問や地域の介護予防事業へ参加される方々への情報提供など、そういったことによって実態を把握して、潜在的な事案というものを早期に発見して行政側の支援につな

げてくことができるようにすることが大事であります。そういう意味では、支援制度の周知等については世代を問わず若い世代への啓発にも努めていく必要があるだろうと、そんなふうに思っております。

また、高齢者、障がい者のほかに悩みを抱える全ての世帯に、高齢者だけが悩みを抱えているわけでもありません。今の複雑な社会状況の中では、それぞれの世代にそれぞれの悩みというのがあるわけですので、そういったものについて包括的な支援ができるように、地域・行政・企業等がコラボしながらいろんな課題の解決ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

小さなことの積み重ねかもしれませんけれども、やっぱり細かいところへ手を差し伸べることが福祉全般について必要なことだと思っておりますので、それをベースにしながらいろんな福祉施策、特に高齢者施策も努めてまいりたいと考えております。

(1 番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1 番 大橋慶裕君。

○1 番（大橋慶裕君）

御答弁ありがとうございました。

再質問ではございませんが、社協がサービスとして行っております日常生活自立支援事業がございます。内容的には、金銭的なことも低価な金額で御利用できるわけですが、私がこの間、お話を伺いましたら、今までにこのサービス、支援事業を活用されている実績がないということでしたので、1 つは住民の方がそれまで困ってみえないのかなあというのと、またこういうサービス事業が皆さんに周知されていないのか、ちょっと分かりませんが、先ほども御答弁いただきましたが、年に1回、定期的にその独り暮らしの方の御自宅に訪問されていらっしゃるということですが、もう少し頻繁にといいいますか、できれば、いろいろ先ほどお話がありましたけれども、社協とか民生委員さん、地域包括支援センターさんが連携して、具体的にまずその方の状況といいいますか、生活の共有化ですかね、どういう生活をしていらっしゃるかとか。あと、困り事に関して相談事が、今現在、どのような相談窓口、いろいろあると思うんですけども、住民の方により広く知っていただくために広報のほうをより強化していただきたいと強く思っております。

以上で終わります。

○議長（田中政治君）

暫時休憩します。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

引き続き一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症の猛威が収まりません。10都道府県に発令中の緊急事態宣言が6月20日まで延長され、岐阜県をはじめ5県のまん延防止等重点措置も同じく延長されました。政府は、感染状況の確かな数値目標を定めず、根拠のない期日指定の緊急事態宣言を繰り返しており、国民は度重なる緊急事態宣言発令で宣言慣れを起こして気が緩みがちであり、また長引く不要不急の外出や3密の回避要請等により自粛疲れを起こし、人流を止める政策が大きな効力を発揮しておりません。頼みの綱はワクチン接種で、ワクチン確保で後れを取った日本もようやく接種が開始されました。新型コロナウイルス感染症の終息は、高齢者だけでなく、半数以上の国民がワクチン接種を終えなければ見えてこないのではないのでしょうか。スムーズで確実なワクチン接種が各自治体に望まれています。

このようなコロナ禍により、経済はもとより、社会全体に大きな影響が出てきております。先日の新聞報道によりますと、2020年の出生数は84万832人、妊娠届出件数が87万2,227件で過去最少を更新し、約半世紀にわたり減少傾向にある出生数は70万人台突入が濃厚のようです。少子化対策にまだ結果を出せていない中、少子化の加速は、さらなる将来の働き手減少や社会保障の担い手不足に直結することになります。菅政権は、文部科学省、厚生労働省、内閣府にまたがる子供政策を一元的に扱う「こども庁」の創設に意欲を示しておりますが、加速する少子化を打開できるかは見通せていません。

今回は、従前より大きな社会問題となっており、コロナ禍の影響で深刻さを増している子供に関わる諸問題について質問いたします。

1. 子供を取り巻く社会問題について。

(1) 児童虐待。

全国の児童相談所が2019年度に対応した18歳未満の子供への虐待件数は19万3,780件と、過去最多を更新しました。中でも、子供の目の前で暴力を振るう面前DVを含む心理的虐待が増えているということです。また、虐待により亡くなった子供は54人、週に1人、どこかで貴い子供の命が亡くなっている状況です。厚生労働省は、児童相談所の体制強化などを着実にを行い、子供の命を守ることを最優先に取り組んでいきたいとしています。

(2) 子供の貧困。

厚生労働省の2019年国民生活基礎調査によりますと、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合、すなわち子供の貧困率は13.5%で、2000年以降、13から16%で推移しており、大きな改善は見られず、依然として子供の7人に1人が貧困状態

にあります。これは先進7か国の中でも高水準であります。世帯累計別では、母子家庭など大人1人で子供を育てる世帯の貧困率は48%に上り、生活が苦しい実態が浮かんでいます。政府は、貧困家庭の子供への支援方針をまとめた「子どもの貧困対策大綱」を制定し、生まれ育った環境で子供の将来が左右されないよう、早期の対策や自治体の取組を充実させる方針であり、貧困解消は待ったなしの課題であります。実効性が問われています。

(3) ヤングケアラー。

両親や祖父母、兄弟の世話や介護など、大人が担うような家族のケアを任されている18歳未満の子供たちは、「ヤングケアラー」と呼ばれ、厚生労働省と文部科学省は、昨年12月から今年の1月にかけて初めて実態調査を行い、4月に発表いたしました。その調査結果によりますと、中学生が5.7%でおよそ17人に1人、全日制の高校生が4.1%でおよそ24人に1人、定時制高校生が8.1%でおよそ12人に1人、通信制高校生が11%でおよそ9人に1人がヤングケアラーであったことが判明しました。しかし、家族であり、日常的であるため、自分がヤングケアラーであるという自覚や認知度は低く、誰にも相談した経験がないという生徒は、中・高生ともに6割を超えています。介護負担は、子供の心身の健全な成長や学力、就学機会に支障を来すことも問題視されています。表面化しにくく、孤立しやすいヤングケアラーを早期に発見、把握し、適切な支援につなげることが大変重要であると言われてしています。

以上、いずれの問題も都市部のことであり、3世代同居率の高い本町にはあまり縁のないことと思っておりましたが、驚きの数字を目の当たりにし、いずれも実態は見えにくく、捉えづらい問題と言われてしていますので、本町においても実態把握調査が必要と考えます。本町での状況把握と実態、相談できる窓口、町が行うべき対策と取組及び支援についてお尋ねをいたします。

2. こども庁創設について。

少子化に歯止めがかからず、前述の子供の貧困やヤングケアラーが社会問題化する中、政府・自民党は、担当省庁が複数にまたがる子供に関わる社会問題の分析、対処能力の強化や行政の目が届きづらい分野の支援、充実を掲げ、子供の視点や目線に立った省庁横断の政策推進を可能にするため、一元的に整理・把握する強力な行政組織として、新たに担当閣僚を置いた「こども庁」創設に向け、次期衆議院選の目玉政策とすべく議論を本格化させています。

この政策の趣旨目的に異論はありませんが、縦割りの解消は、省庁間の既得権争いにならないのか。選挙目的が見え隠れしますし、中途半端な組織の見直しでは、指示・命令系統が1つ増えるだけのこととなります。政府及び官公庁の本気度が試されます。私は国策に対して物を言う立場にはありませんが、はっきりしていることは、曖昧な組織改革で迷惑するのは地方自治体であります。こども庁創設について町長の御見解をお伺

いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野議員からは子供に関わる諸問題について2つの御質問をいただきました。順次お答えをしたいと思います。

まず、1点目の子供を取り巻く社会問題についてお答えをいたします。

児童虐待については、輪之内町における児童虐待相談件数は、令和元年度に7件、同2年度には8件と、徐々に増加する傾向にあります。上野議員の御指摘にもありましたけれども、子供の面前でのDVが虐待の定義に付け加えられたこともその件数増の一因になっているかなというふうを受け止めております。

これらの相談案件に対応するため、町では要保護児童対策協議会を設置し、定期的に会議を開き、県子ども相談センター、警察、民生委員児童委員等、関係機関と連携して情報共有し、支援対象児童等の早期発見や適切な支援を図っております。

子供の貧困については、生活の困窮が表に出ることを嫌う傾向が強くて、なかなか実態把握が進まないのが現状であります。さらに、公にされている子供の貧困率というのは相対的貧困率であり、絶対的貧困率というわけではありません。絶対的貧困家庭であれば、最後のとりでとしては生活保護を選択していただく必要があると認識をしております。相対的貧困家庭については、類型として独り親家庭等が考えられているところでもあります。独り親家庭に対しては、児童扶養手当の支給、福祉医療費の助成や準要保護の実施等、様々な支援をしておりますし、今後も実施していく予定であります。

また、当町では今年度から、国や県が事業推進に力を入れている子ども食堂を実施する団体への助成を開始しております。補助団体のさらなる事業の発展充実を支援してまいります。子ども食堂は、単に貧困の子供たちに食事を提供するだけではなく、子供たちが多世代の人々と集い、触れ合う居場所となり、人間形成にもよりよい影響を受ける場となることも期待をしております。

ヤングケアラーについては、児童虐待相談件数の一つとして要保護児童対策協議会や要保護児童進捗会議で協議されるべき対象であろうと考えておりますが、現在ある相談件数の中には該当するものはありません。そもそもヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくいということが上げられております。そういう構造だということでもあります。

子供を取り巻く問題に関しては、これまでは福祉課や学校、教育課が相談や収集した情報を基に支援しておりますけれども、より子供に寄り添った支援を行うためのアウトリーチも必要になると考えております。そのためには学校等を通じて子供の家庭環境に対する実態調査を行うことを検討する段階に入ってきているのかなあと、そんなことも

認識をしている状況であります。

次に、2点目こども庁の創設についての御質問にお答えをします。

こども庁の創設については、現在、あくまで検討段階であること、それから国の組織の問題であることから、その是非や在り方について、現段階で見解を述べるということは適切ではないと考えております。ただ、名は体を表すと言われておりますように、あえて国がこども庁を創設する意向を示しているということ、これはそれだけ少子高齢化や子供の貧困だとか、児童虐待だとか、そういった問題を、今起きている問題がこれからの日本を揺るがしかねない大きな問題として国が捉えているんだらうと、そういうことは容易に想像ができますので、今後の議論の行方を見守りたいと思っております。

妊娠期から大人になるまで切れ目なく支援する体制づくりというのは、私どもがつとにいろんな施策のベースに置いておるところでありますけれども、それはこども庁の創設目的と共通する重要課題であらうと、そんなふうに認識をしておるところであります。

そういう意味ではこれまでの、今後、創設に至るまでの過程を注視しながら、子供の実態に即した適切な支援体制の整備を進めてまいります。

また、市町村との関係でありますけれども、これはいろんな意味で市町村との連携が大切なことは論をまちません。そういう意味では、この新しい組織が真に子供のための組織体制になっていくこと、そしてそれが早急に、かつ効率的に事業展開ができるベースになるように、そんな組織になればというふうに思っておるところであります。そういう意味では注目すべき国の施策であらうと考えております。よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

御答弁をいただきました。

前の大橋議員の質問の中にもございましたが、私もそうなんですが、戦後生まれの団塊世代がいよいよ後期高齢者になってくるということで、ますます介護について支援をしていかなければならない状況になってくると思うんですが、そうした中、全国的にはケアラー支援の条例化がちょっと始まってきておるということですが、ケアラーの中の18歳未満の子供がヤングケアラーであるという位置づけなんですが、ちょっと調べましたところ、今のところ、全国でまだ3例、昨年3月31日に埼玉県が全国で初めて制定をいたしました。それから、今年に入って3月ですね、北海道の栗山町が栗山町ケアラー支援条例というものを公布、施行いたしております。それから、3例目として、まさに今なんですが、三重県名張市がこの6月10日から開会らしいんですが、この議会の定例会に条例案を提出するというようなことが分かりました。

この栗山町というのがぴんとこないもんですから、ちょっとどこの辺の位置のところかなということで調べたんですが、夕張市に隣接している町で人口は1万1,000人ぐらいということですので、本町よりちょっと人口的には多いのかなというふうに思いますが、そんな規模の町がこういった支援条例をつくったということで、私もちょっとびっくりしたんですが、これから先ほど言いましたように介護を受ける人がどんどん増えてくるということになるかと思しますので、近々に本町においてもいろいろ調査とかしていただいて、制定に向けて進めていただければというふうに思っておりますが、ケアラー支援の条例化について町長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

いろんな課題を御指摘いただきまして、ありがとうございます。

特にヤングケアラーに関しての御質問でありますけれども、特に戦後世代が後期高齢化してくる中で、誰がその介護の主体になるのかと、その中で一つの社会的課題としてヤングケアラーの問題が出てきていると、そういう理解だろうと思っております。

したがって、事は高齢者介護のための責任主体は誰なのかという議論から本来は出発すべきなんで、ヤングケアラーの問題だけ特徴的に取り上げるというのは一つの捉え方の切り口の問題だろうと、そんなふうに思っております。本質的には、やっぱり高齢者介護というものは、どのその証言でというか、どの形で捉えていくかというのがまさに問われるべき課題だと思っております。

ただ、その中でも社会意識の変化の中で、ある意味世代を順次移していくことの中で、ヤングケアラーというものがヤングケアラー自身の人生にどんな影響を与えるのかという観点から捉えると、また違う部分が見えてきます。そこをどうフォローするかということであるならば、ヤングケアラーに特化した条例というものも一つは意味が出てくるだろうと思っております。

したがって、その部分にフォーカスするというのも、もちろん大切なんですけれども、高齢者介護について誰がどの責任主体であるべきかというそもそも論というものをきちっと理解しながら、その中でヤングケアラーが抱える課題、そしてその課題がヤングケアラー自身の問題として解決できないものであるならば、それは社会的に解決すべきものとして、どの部分を対象にして助成なり支援なりをしていくべきかというふうに議論をつないでいけたらと、そんなふうに思っております。これはすぐれて今日的な課題でありますので、避けるべきものではなくて、むしろ真正面から取り合うものだと、取り上げるべきものだというふうに考えておりますので、担当部局共々積極的に検討を重ねてまいりたいと、そんなふうに思っております。

（6番議員挙手）

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

ありがとうございます。

くどいようですが、いずれにしても、これからは高齢化社会にますますなっていくしますので、こういうケアラーというのは絶対的に、やっぱり条例化していく必要があるんだろうというふうに思っています。

先ほどのお話のように、ヤングケアラーはその中の一つ、部分という考えでいいかと思えますので、ぜひともこのケアラー支援条例を本町も制定していただきたい。不謹慎ではありますが、まだまだ全国で3例しかないことですから、本町がいち早く取り入れれば、それなりの本町のPR効果にもなるかと思えますし、そんな不純な動機ではいかんのですが、いずれにしても、今後とも前向きに検討をしていただけたらというふうに思います。

こども庁の創設については、今、まだ協議段階でございますのでとやかく言うことはありません、町長のおっしゃるとおりだろうと思うんですが、いずれにしましても、これが本当に政府も、中でも言いましたが、曖昧な、ただつくればいいということでは、本当にそれに対応する我々地方自治体が困りますので、何らかの段階で町長が意見が言える時期が来ましたら、その辺のところを強く要望していただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（田中政治君）

8番 小寺強君。

○8番（小寺 強君）

議長のお許しをいただきましたので始めさせていただきます。

空調設備の管理体制について。

現在、庁舎、文化会館、図書館、保健センターの空調設備は外部委託をしておりますが、外部委託とは専門性の高い別の企業等の外部組織に委託して、労働サービスとして購入する契約であります。エレベーターや自動ドア、火災報知機などがあり、空調設備においては専門性から考えますと、年間200万円を超える高額な委託料を払って管理する必要性に疑問を感じています。

現に各小・中学校の空調設備は、職員や先生方が定期的に点検及び清掃して管理をしています。各施設の空調設備も職員が定期的に点検及び清掃すれば外部委託をする必要性はないのではありませんか。例えば、経験豊かな再任用の職員をうまく活用する方法などを考えてはいかがでしょうか。町長の御意見をお伺いいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

小寺議員からは空調設備の管理体制についての御質問をいただきました。

議員が言及しておられますように、外部委託については各種法的な点検を義務づけられているもの、その業務内容に特殊性・専門性が高い業務を対象とするのが原則であります。

そこで、空調設備の保守点検については、そこまでの特殊性・専門性が高い業務とは言い難いので、その内容について見直してはどうかという御質問というか御提案と理解をいたしました。

本年度の空調設備保守点検業務委託の内容を検証してみますと、契約金額は242万円で、その対象設備は、庁舎、文化会館、図書館、歴史民俗資料館、保健福祉センターの4施設の空調設備でございます。

また、業務内容については、冷暖房の切替え時期、これは夏と冬であります、その切替え時期に年2回の設備の保守点検を委託しております。

加えて、フロン排出抑制法に義務づけられた定格出力7.5キロワット以上を有する第一種特定製品の管理として、フロンガスの漏れ等を点検すべく、3か月に1回以上の簡易点検、一定以上の出力製品については、専門知識を有する者による定期点検を法定点検として実施しております。

定格出力が50キロワット以上ですと毎年1回、7.5キロワット以上ですと3年に1回の点検を行う必要があることを同法の第18条で規定をしておるところであります、当町の業務委託している空調設備は、全て3年に1回の定期点検に該当する7.5キロワット以上50キロワット未満の設備となっております。

委託している業務内容は、より安全性を担保するための年2回の機械器具の点検のほか、フロン排出抑制法に義務づけられた定期点検を実施しております。

なお、議員から言及のありました小・中学校に設置したエアコンについては、いずれも定格出力は7.5キロワット未満でありますので、フロン排出抑制法の規定からは除外されており、専門業者による法定の定期点検は要しないものとされております。

以上が委託している業務の内容であります。その内容を見ますと、例えばフロン排出抑制法に義務づけられた定期点検は、毎年実施しておりますが、法定のとおり3年に1回と回数を見直してもいいのではないかと、空調設備のフィルターの清掃など専門的知識を有しなくてもできる作業は職員で対応してはどうか、また年2回の機械器具点検を故障したときにその都度修繕するスポット契約対応にすることでもいいのではないかと等々、見直ししても支障が生じないであろうという点は幾つかあると考えられますので、例年の委託業務内容を踏襲することなく、いま一度その委託内容の見直しというものを徹底してまいりたいと、そんなふうに考えております。

また、今後は、この空調設備点検業務委託にとどまらず、委託業務全般について不断の見直しを実行し、結果として経常経費の削減ということにつながっていけば幸いだと、そんなふうに思っておりますし、ここは効率的・効果的な行政事務の執行という視点から見ても重要視して取り上げるべきテーマと思っておりますので、今後はそのようにさせていただきたいと、そんなふうに思っております。以上であります。

(8番議員挙手)

○議長(田中政治君)

8番 小寺強君。

○8番(小寺 強君)

ただいま答弁いただきました中で、私なりに岐阜県の環境保全係へ電話して聞きましたところ、ほとんど町長の答弁と内容は一緒であります。

1つだけ、ちょっと疑問がありますことだけお尋ねしたいと思います。

アーリオンホールの空調の冷暖の切替えが実際に委託事業に入るか、それは職員がしっかりしておれば切替えはできると僕は判断しております。その点だけお聞きさせていただきたいと思います。

委託事業の中には、大変多くあると思いますが、立派な職員の方が10人も見えますので、精査をしていただき、なるべくなら経費の削減に努めていただきたいと思います。

1点だけ御答弁をお願いいたします。

○議長(田中政治君)

町長 木野隆之君。

○町長(木野隆之君)

御指摘ありがとうございます。

詳細は再度検討すると先ほど申し上げたとおりでございますので、その部分を含めて対応してまいりたいと、そんなふうに思っております。

(8番議員挙手)

○議長(田中政治君)

8番 小寺強君。

○8番(小寺 強君)

町長さんをはじめ職員の皆様方が経費の削減に努めていただきますよう強く求めて、質問を終わります。

○議長(田中政治君)

これで一般質問を終わります。

○議長(田中政治君)

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、議会最終日は午前9時までに御参集ください。

本日は大変御苦労さまでした。

(午前10時58分 散会)

令和3年6月8日開会 第2回定例輪之内町議会

第3号会議録 第8日目

令和3年6月15日

○議事日程（第3号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第23号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

議第24号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）

議第25号 令和2年度輪之内町水道事業の決算の認定について

議第26号 令和2年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和3年第2回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 （住民・福祉）兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 島 広 美

議会事務局 西 脇 愛 美

(午前9時00分 開議)

○議長（田中政治君）

全員出席でありますので、令和3年第2回定例輪之内町議会第3日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第23号及び議第25号から議第26号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第23号から議第24号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第2、議第23号から議第26号までを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に提案説明、議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 浅野重行君。

○総務産業建設常任委員長（浅野重行君）

皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和3年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月10日午前10時15分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長ほか関係職員出席の下、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

初めに、議第23号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、議員控室にはアクリル板を設置しないのかに対し、利用頻度を考慮して、第2委員会室に設置する予定のため、今後、そちらを利用することも考えていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、管理職手当の増額の対象者のうち2名は思い当たるが、ほかの2名はどういう管理職かに対し、5級から6級に昇格した課長の2名であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

第二創業の定義は何かに対し、第二創業とは町内でこれまでに行っていた事業とは異なる事業、具体的には日本標準産業分類の細分類が異なる事業を始めることをいうとのことでした。

一般の会社員などがドローンを購入して稲などの防除を行う事業を始めた場合は該当するのかに対し、該当するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第23号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第23号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号 令和2年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第26号 令和2年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、滞納金額は幾らかに対し、令和3年3月31日現在で1,638万310円、対象者は297人、令和3年5月13日現在では1,396万3,130円、対象者は180人とのことでした。

水道料金の債権消滅時効期間はに対し、5年であるとのことでした。

有収率は他市町と比較してどうかに対し、近隣市町と比べてよい状況であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第25号及び議第26号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第25号 令和2年度輪之内町水道事業の決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定し、議第26号 令和2年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件について経緯の概要と結果を報告申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

これは担当課長にお尋ねしていいですか、中身について。

○議長（田中政治君）

いや、これは委員長報告ですので、委員長が分かればあれですが、そうでなければちよっと休憩しますが。

○5番（浅野 進君）

委員長が分からなければ、また担当課長を指名してください。

4ページの中で水道料金の債権消滅時効期間はという、私、質問いたしました。それに対して答えは、5年でありますということだったんですけども、例えば国保の場合ですと、国保料金というのがあって、また料金のほかに国保税というのがあるんです。料金と税の違いというのは何かというと、消滅時効が違うんです。料金の場合は消滅することはないんです。税金は5年で時効になります、滞納しておった場合。この場合は水道料金ですから、債権の消滅時効期間は5年ということでは私はないんだろというように認識しておるんですけども、このことについてお尋ねしたいんですけど、どうしたらいいでしょうか。

○議長（田中政治君）

暫時休憩します。

（午前9時07分 休憩）

（午前9時13分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務委員長。

○総務産業建設常任委員長（浅野重行君）

報告させていただきます。

これまで水道料金は2年であったんですけども、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されて5年ということになりました。以上です。

○議長（田中政治君）

そのほか質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

議員の皆様にもちょっとだけ言いたいんですけど、これはあくまでも審査ですので、審査の中身の中で、今、浅野議員さんがおっしゃられたような質問があれば、それに対する報告が漏れておったということであればいいんですけど、審査の中でそういう発言はござ

いませんでしたので、それに対する発言をされると今みたいな事態になりますので、あくまでも審査の中身において委員長報告にどうであったかということをお皆さんは少し留意していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、文教厚生常任委員長 林日出雄君。

○文教厚生常任委員長（林 日出雄君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和3年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月10日午前9時より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者、調整監及び各関係課長ほか関係職員出席の下、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

初めに、議第23号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、戸籍システムクラウド化後、庁舎にあるデータはどうかに対し、戸籍システムクラウド委託業者に移行するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、65歳以上の高齢者やこども園の園児に配布する体温計はどのようなものかに対し、脇下計測式の電子体温計を予定しているとのことでした。

派遣職員等負担金について、町社会福祉協議会から職員を受け入れる理由は何かに対し、10月に成年後見制度利用促進に向けた中核機関の設置を予定している。中核機関を基に地域連携ネットワークを構築するには、町社会福祉協議会との強い連携が必要であるためとのことでした。

新型コロナウイルスワクチン接種業務の時間外手当について、平日の夕方2時間は、庁舎の開庁時間延長と同様に従事する職員の勤務時間をずらして対応できないかに対し、他の業務に支障を来すおそれがあり、調整は困難であるとのことでした。

接種業務における管理職勤務手当はどのようなものかに対し、休日接種業務に従事した課長級等の職員に対する手当であるとのことでした。

購入するおもちゃの殺菌庫の大きさはどれくらいか、また新型コロナウイルスに効果はあるのかに対し、奥行き41センチ、幅59センチ、高さ76センチで、3段に収納でき、おもちゃだけでなく本にも対応している。新型コロナウイルス殺菌効果は確認できていないが、一定の殺菌効果があり、衛生的な管理ができるとのことでした。

接種会場に土足で入室できるよう対応できないかに対し、接種日が雨の日の場合や、他の行事で乳幼児が入室する場合もあり、衛生面から靴を脱いで入室していただくこと

にしたとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、G I G Aスクール用ネットワーク工事の工期はいつまでかに対し、年度内に完了する予定とのことでした。

タブレットの破損に係る修繕料を計上しているが、不慮なのか故意なのか、その判断はどのように考えているかに対し、状況により判断するが、児童・生徒の保護者には、輪之内町タブレット端末等貸出要綱によるタブレット端末等借用届に、自己の過失や故意による場合は、自己の責任において対処するという誓約書を頂いているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第23号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今回の異動で正職員が配置された理由は何かに対し、業務上、正職員が配置されるべきところ、人員不足等により会計年度任用職員で対応していた。今年度は正職員の配置が可能となったためとのことでした。

会計年度任用職員は、対応できる人数に制限があるのかに対し、人数制限はなく、あくまでも支援ができる資格の有無によるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第24号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について、経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第23号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第23号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第24号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第24号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第25号 令和2年度輪之内町水道事業の決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第25号 令和2年度輪之内町水道事業の決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第26号 令和2年度輪之内町水道事業の剰余金処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第26号 令和2年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、委員長報告のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全部終了しました。

令和3年第2回定例輪之内町議会を閉会します。

8日間にわたり極めて熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し厚く御礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

(午前9時26分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月15日

輪之内町議会 議長 田 中 政 治

署名議員 林 日出雄

署名議員 浅 野 進